

第五十八回
参議院内閣委員会會議録第三号

昭和四十三年三月五日(火曜日)
午前十時五十四分開会

委員の異動

二月二十九日

菅野 儀作君

補欠選任
温水 三郎君

三月一日

菅野 儀作君

補欠選任
菅野 儀作君

温水 三郎君

菅野 儀作君

出席者は左のとおり。

委員長 井川 伊平君
理事 八田 一朗君
伊藤 顯道君
山崎 昇君
菅野 儀作君
二木 謙吾君
山本茂一郎君
北村 暢君
中村 英男君
多田 省吾君
片山 武夫君

委員

国務大臣 国務大臣
政府委員 防衛庁経理局長 佐々木達夫君
防衛施設庁総務部長 財満 功君
防衛施設庁総務部会計課長 春日敏太郎君

事務局側 常任委員会専門員 相原 桂次君

本日の會議に付した案件

○国の防衛に関する調査

(昭和四十三年度防衛庁関係予算に関する件)

○委員長(井川伊平君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員(菅野儀作君) 防衛庁関係予算に関する調査のうち、昭和四十三年度防衛庁関係予算に関する件を議題といたします。

まず、本件につきまして説明を聴取いたします。増田防衛庁長官。

○国務大臣(増田甲子七君) 昭和四十三年度防衛庁予算案につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、組織、防衛本庁について申し上げます。昭和四十三年度の防衛本庁の歳出予算の総額は三千九百六十九億三千九百三十九万五千円でありまして、これを昭和四十二年の歳出予算額三千六百三十四億七千三百九十九万三千円に比しますと、三百三十四億六千五百四十九万二千円の増加となっております。

このほか、国庫債務負担行為として、航空機の購入について二百二億一千五百四十一万三千円、器材の整備について一千三百一十一億五千六百九十九万五千円、弾薬購入について四十七億四千六百九十二万四千円、艦船の建造について十九億三千六百八十一万四千円、計一千五百八十八億五千六百七十七万二千円を計上し、さらに継続費として、昭和四十三年度甲型警備艦建造費について九十一億九百七十一万四千円、昭和四十三年度乙型警備艦建造費について六十四億五千二百七十四万六千円、昭和四十三年度潜水艦建造費六十億六千四百二十万七千円、計二百六十六億二千六百六十六万三千円を新たに計上いたしております。

また、防衛本庁の昭和四十三年度の職員の見定につきましては、自衛官二十五万一千二百二人、

自衛官以外の職員二万五千八百六十四人、計二十七万七千六百六十六人でありまして、これを昭和四十二年の定員に比しますと、自衛官において八百三十人の増、自衛官以外の職員において一千二百十八人の減、計三百八十八人の減となっております。このほかには四百七十一人の調整定員がございます。

次に、防衛本庁の予算案の内容について申し上げます。

昭和四十三年度予算は、内外のきびしい経済環境のもとに、硬直化しつつあるわが国財政の体質改善の第一歩を踏み出すことを目的に編成されたが、防衛庁予算につきましては、この目的に協力しつつ、昭和四十三年度は、さきに閣議決定を見た第三次防衛力整備計画の第二年度に当たり、わが国の自主防衛体制の確立を目指し計画を着実に実施する必要があるため、予算全体のきびしさの中におきましても、第三次防衛力整備計画の基本はできる限り維持することを目標に編成いたしました。特に次の諸点を重点を置いております。

すなわち、まず防衛意識の高揚をはかり、自衛隊に対する国民一般の理解を深めるとともに、隊員の士気を高揚し、かつ、自衛官充足対策の強化をはかるため、広報活動の強化、募集施策の推進、環境の整備、宿舎の増設及び隊員の処遇改善を強力に推進することといたしております。

次に、第三次防衛力整備計画ののっとり自衛隊の装備の更新、充実、近代化を促進することとし、陸上部隊装備の充実、艦船建造の推進、航空機の増強、弾薬の確保、ナイキ、ホーク関係部隊の整備等に必要経費を計上することといたしております。

また、研究開発につきましても、重点事項の一つとして、特にその推進をはかることとし、前年度に引き続き対潜飛行艇、中型輸送機及び高等練習

機等の開発を行なうことといたしております。

以下、機関別に内容を申し上げます。陸上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして一千八百七十七億九千八百四十四万三千円、国庫債務負担行為におきまして六百六十五億九千四百三十三万三千円となっております。その主要な内容について申し上げますと、まず、職員の定員につきましては、自衛官については前年度と同じく十七万三千人であり、自衛官以外の職員については航空機の増加等により百七十七人を増員するとともに、定員削減の措置により六百九十一人の減で一萬三千五百四十四人、計十八万六千五百三十五人となります。また、予備自衛官の員数は前年度と同じく三万人でございます。

次に、装備品につきましては、戦車、装甲車その他の部隊装備品の更新、充実、近代化、ヘリコプター等航空機の購入による機動力の増強、ホーク部隊の整備等により防衛力の内容充実を一段と推進することといたしております。また、航空機につきましては、新たに大型ヘリコプター六機、中型ヘリコプター十一機、小型ヘリコプター九機、計二十六機の購入を予定しており、これにより陸上自衛隊の昭和四十三年度末における保有機数は三百三十八機となる見込みであります。

海上自衛隊につきましては、歳出予算におきまして九百七十三億六千六百六十八万五千円、国庫債務負担行為におきまして二百四十八億四千三百二十三万二千円、継続費におきましては、冒頭に申し上げたとおりでございます。

その主要な内容について申し上げますと、まず、職員の定員につきましては、艦船、航空機の就役等に伴いまして自衛官八百三十人を増員することとし、これにより職員定数は、自衛官三万七千四百二十一一人、自衛官以外の職員については、定員削減の措置により二百四十九人の減で四千七百八十六人、計四万二千二百七十七人となります。

次に、艦船につきましては、新たに警備艦四千七百トン型一隻、同二千四百五十トン型二隻、潜水艦一千八百トン型二隻、掃海艇二隻、支援船六隻計十一隻、約一万一千トンの建造を予定しております。これにより、昭和四十三年度末の保有艦船は五百三十五隻、約十八万四千トンとなる見込みであります。また、航空機につきましては、新に対潜飛行艇二機、機上作業練習機二機、固定翼練習機五機、対潜ヘリコプター七機及び救難用ヘリコプター三機、計十九機の購入を予定しており、これにより海上自衛隊の昭和四十三年度末の保有機数は二百六十七機となる見込みであります。

航空自衛隊につきましては、歳出予算におきまして九百八十二億三千九百八十二千円、国庫債務負担行為におきまして五百七十四億七千九百二十万三千円となっております。その主要内容については申し上げますと、まず、職員の見込みにつきましては、自衛官については、前年度と同じく四万七千三百人、自衛官以外の職員については、定員削減の措置により二百六十八人の減で五千八百八十八人、計四万五千七百九十一人となります。

次に、ナイキ部隊の整備、自動警戒管制組織の円滑な運用など、防空能力の一層の強化をはかることとしております。

また、航空機につきましては、新たに輸送機三機、救難用捜索機四機、固定翼練習機三機及び救難用ヘリコプター四機、計十四機の購入を予定しておりますので、これにより航空自衛隊の昭和四十三年度末保有機数は九百四十六機となる見込みであります。

内部部局、統合幕僚会議及び付属機関につきましては、歳出予算におきまして百三十五億三千五百四十八万五千円、国庫債務負担行為におきまして九十二億三千二百六十九万四千円となっております。職員の見込みは、自衛官については、前年度と同じく七十八人、自衛官以外の職員については、定員削減の措置により百四十八人の減で二千九百三十六人、計三千三十四人となります。

次に、組織、防衛施設庁について申し上げます。昭和四十三年度防衛施設庁の歳出予算の総額は二百五十一億一千七百七千円、これを昭和四十三年度の歳出予算額二百三十五億三千九百八十八万五千円に比べますと、十五億六千九百三十三万二千円の増加となっております。

また、防衛施設庁の昭和四十三年度の職員の定員につきましては、定員削減の措置により百五十九人減で三千二百二十八人でありました。このほか八十九人の調整定員がございます。

次に、防衛施設庁の予算案の内容について申し上げます。

昭和四十三年度の予算案の重点といたしましては、まず防衛施設の安定的使用を確保し、基地周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するため、前年度に引き続き障害防止措置、騒音防止措置、飛行場周辺の安全措置、特に施設周辺整備助成措置を積極的にきめこまやかに実施する等の諸施策の推進をはかることと、駐留軍施設の集約移転を促進するための基地対策関連経費の充実をはかることとしております。次に、駐留軍要員の適正な労務管理をはかるため、離職対策の強化、健康保険組合の財政の健全化等の措置を講ずることとしております。

以下各項目別に内容を申し上げます。

施設運営等関連諸費につきましては、自衛隊及び駐留軍の基地対策関連経費百六十九億九千九百八十四千円を含めて百九十四億五千六百六十八千円となっております。調達労務管理事務費につきましては、離職対策費八千五百八十三万四千円及び駐留軍要員健康保険組合臨時補助金六千六千円を含めて十一億三千四百九十九万三千円となっております。その他相互防衛援助協定交付金三億七千七百円、防衛施設庁費四十一億三千二百四十六千円を計上しております。

以上をもちまして、防衛本庁及び防衛施設庁の予算案の概略の説明を終わります。

○委員長(井川伊平君) 以上で説明は終わりました。

引き続きまして、ただいまの説明についての補足説明を聴取いたします。佐々木経理局長。

○政府委員(佐々木達夫君) ただいま長官より説明いたしました「昭和四十三年度防衛庁予算案の説明」の補足説明をいたしたいと思います。

お手元に「昭和四十三年度防衛庁予算案の概要」という資料がございます。これに基づきまして補足説明をさせていただきます。

まず、一ページをめぐっていただきたいと思いますが、三十八年度から、四十二年度は当初、補正後及び四十三年度――これから御審議になるのは四十三年度予算案でございますが、これについて書いておるわけでございます。1の防衛関係費、これは重要経費といたしまして、防衛関係全体を含めたものでございまして、その内訳は、(1)は防衛本庁費、(2)は防衛施設庁費等、これは防衛施設庁の経費と国防会議の経費が含まれてございます。

二番目が国民総生産、三番目が国民所得を書きまして、さらに四番目に一般会計歳出、その比率をマクロ的に時系列的に並べてみた表でございまして、伸び率が、四十二年と四十三年度の防衛庁の予算を見ますと、当初予算におきまして一・〇八％、補正後の予算につきましては九・〇五％というように増加になっております。なおACなど三欄ございまして、これは国民総生産、国民所得、一般会計歳出、この三つに対する比率でございまして、ずっと横に並べてございまして、国民総生産に對しまして防衛関係費が三十八年度一・〇でございまして、逐次低下いたしまして、四十三年度では〇・八八％というようになっています。

なっております。それから二番目は、よく問題になります国民所得との対比でございまして、これも三十八年度のところは一・二四％でありましたが、逐次低下いたしまして、四十三年度は一・一％になっております。なお一般会計に占めるシェアにつきましては、三十八年度のところは一・一％を示したのでございますが、これもほぼ漸減の傾向をたどりまして、四十三年度におきま

しては七・二五％になっております。それ以下の経費につきましては、防衛本庁経費を比べたものでございまして、なお二次防衛期間中の国民所得に占める比率は一・二三％が平均になっておりますし、それから一般会計に占めるシェアは大体八・一％ということになっております。

次に一ページをめぐりまして、三ページに移らせていただきます。歳出予算の要求でございます。これは機関別に並べてみました。

防衛本庁を大別いたしまして、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の三自衛隊について個々に書きました。さらに内部部局以下付属機関について書いてあります。その小計が出ております。さらに防衛本庁の計も書いてあります。そのほかに防衛施設庁と国防会議等の総額をここにあげておきます。ここでごらんになりますと、陸上、海上、航空の三自衛隊の経費が全体で三千八百三十四億四千万円となっております。防衛本庁の三千九百六十九億三千九百九十九万五千円を一〇〇％といたしますと、大体九六・六％程度を占めているという比率になります。なおこの表で御注目願いたいのは、付属機関のうち技術研究本部という項があります。これは三次防衛の中に、国内技術の開発と申します。これは技術の国産化というような問題がございまして、そのため技術研究本部につきましては、予算が前年度に比し、比較的比率が多くなっている結果になっております。

次に、一枚めくっていただきたいと思ひます。項目別の内訳でございまして、これは項目別にいわゆる防衛関係費がどうなっているかということを書いた表でございまして、防衛本庁の人員費というものがございまして、これが千八百二十五億三千六百六十六万円でございまして、防衛本庁経費を一〇〇％とした場合に、四五・九九％でして、約四六％が人員費だというような表でございまして、それからいわゆる人件費に伴う経費はどうかという場合には、人件費と、それから六番目の被服費、それから医療費、これは自衛官のための医療費でございまして、それから糧食費、これは宮内局所者等の糧食費で

ございまして、医療費、それから糧食費、これは宮内局所者等の糧食費で

ございますが、この四つの合計が人に伴う経費でございまして、そのトータルが防衛本庁の経費のうち五一・〇六〇程度を占めることになりまして、すなわち五一・〇六〇程度が人に伴う経費だということになります。なお四番目の整備費、それから五番目の弾薬費、それから大きな項目の航空機購入費、艦船建造費という項をかりに整備的な経費と申しますと、このトータルが防衛本庁経費において占めるシェアは三九・八八〇、約四〇〇％となります。したがって、人に伴う経費と整備に伴う経費と合わせますと約九一％となり、そのほかが技術開発あるいは庁費、旅費等になるのであります。

次に施設庁の関係でございます。ただいま予算案の説明で申し述べたとおりでありまして、ここに項目別に並べておりますが、この事項につきましては、これに引き続きまして補足説明を施設庁のほうからいたしたいと思います。

次に、六ページに入っております。国庫債務負担行為でございます。これは財政法第十五条に基づくと、国庫債務負担行為でございます。防衛庁の予算の特色となっております。すなわち防衛装備等の調達、取得には相当の期間、すなわち長期を要するということから国庫債務負担行為が非常に大きな特色となっております。ここに計上してあります数字は、四十三年度に要求しております。国庫債務負担行為のうちの後年度の負担となる分でございます。これを四十三年予算と対比いたしましたところ、書いてあるわけであり

ます。

特に注目すべき点を申し上げたいと思います。陸上自衛隊の器材整備、これが前年度百五十五億二千九百九十九万円でございまして、これが五百九十一億四千九百九十九万という非常にふえております。この内訳のふえた理由は、ホーク関係が約三百九十三億程度含んでおるのが増加した一つの大きな要因でありまして、三次防のホークの整備費は一括長期国庫債務負担行為としてここに計上されているのであります。さらに三十五ミリ双連高射

機関砲、これについてはあとでまた出てきますが、通称し90と称しているものでございまして、この経費約百十億も含んでおります。したがって非常に大幅な増加の形になっております。

次に海上自衛隊におきましては、航空機購入費が前年度より落ちております。これは前年度のP2Jの国庫債務負担行為約百八十八億円ほどお願いしたのでございまして、これが大幅に落ちておるといふ結果でございます。

次に航空自衛隊に入ります。ここにおきましても器材整備費が前年度に比し増加しております。これはこの中にナイキ関係がホーク関係と同様、長期一括国債として約三百四億程度が含まれておるためでございます。

次に技術研究本部に入りまして、やはり器材整備費でございますが、この中には中型輸送機、通称CXと称するものでございまして、これが約五十八億円ほど含まれております。それから高等練習機、いわゆるTXと称するものでございまして、これが約十三億円ほど入っております。したがって、この二つで約七十億円ほどの経費が、この中に含まれておることとなります。したがって、非常に大幅な増加になっております。これは、CX、TXが大きなシェアを占めているためでございます。これを要約しますと、国庫債務負担行為におきましては、四十三年度要求額におきまして、後年度の負担がふえる形になっております。は、ナイキ、ホーク及びL90関係が一括長期国庫債務負担行為をとっていること、及びCX、TXが本格化したということに基づくものでござい

ます。次に、一ページ飛ばしていただきまして、継続費に移ります。継続費は財政法第十四条の二に基づくところの経費でございます。これも防衛庁予算の一つの特色でございます。現在一般会計において継続費が認められているのは、諸先生御存じのように、防衛庁の艦艇の建造費だけでござい

ます。二年にまたがる契約、すなわち、契約の次の年にで上がるものにつきましては国庫債務負担行為をお願いしてございまして、三年以上に及ぶものにつきましては、一応継続費の形をとりまして現在予算要求を申し上げておるわけであり

ます。(1)は既定計画艦でございます。四十年度、四十一年度及び四十二年度に継続費として御承認を願った額の年割額を計上しておるわけでありま

す。このうち四十年度分につきましては四十三年

度、すなわち来年度の予算をもちまして一応終了する予定になっております。

なお(2)は来年度新たに要求申し上げる艦艇でございまして、先ほど予算案の説明において長官が申し上げたとおりでございます。四十三年度甲

III、これはヘリコプター三機を載せるヘリコプター搭載艦、すなわち新しい護衛艦でございます。それから四十三年度乙型警備艦、これは千四百五十トン級二隻であります。それから四十三年度潜水艦、これは千八百トン級一隻でございます。次に定員の要求でございます。四十二年度末の定員は、昨年度委員会の御審議によりまして防衛二法が成立しました関係で、一応四十二年度末の定員は、過去三年ほど留保された形の定員がここに増加の形で一括計上されておるわけでございます。来年度要求申し上げる定員につきましては、先ほど説明申し上げましたように、海上自衛隊が八百三十人、これは艦船とか航空機の就役等に伴うものでございまして、それから非自衛官、つまりシビル関係でございます。これにつきましては、陸上自衛隊、それから技術研究本部、調達実施本部等につきまして増員をお願いしておるわけでございます。その数字が百三十八人でございます。なおそのほかに千五百五十五人の△がついております。これは三年間定員の五割を削減するという定員削減措置に基づきまして、昨年九月末現在の凍結人員をこれに充てた次第でございまして、大体三年間五割の目標が初年度において一応達したという形になっております。なお調整定員としてカッコ内の五百六十人が計上されておる次第でございます。

次に一〇ページに移っていただきまして、これから重要事項別の点について御説明いたしたいと思います。

一番目は、防衛意識の高揚及び充足対策の強化でございます。広報活動の強化、これには一般広報と募集関係の広報、二つあるものでござい

ます。一般広報関係が二億四千四百万円、それから募集広報が八千七百七十七万円、合計いたしまして三億三千一百七十七万円要求申し上げております。それから募集施策の推進、来年度は自衛官のうち、特に陸上自衛官の充足率を約一・六〇程度向上したいと考えておりますので、この点につきましても重点事項といたしております。募集経費といたしまして三億九千九百九十九万円、この中の地方に対する委託費が約六〇〇万ほど増額になっておりまして、八千九百九十九万円が九千四百九十九万円になっております。地連建てかえ、二カ所が計上されております。

三番目は、次の一ページでございますが、環境整備でございます。これは老朽隊舎の改築等でございます。たとえば居住施設、大体老朽度三千五百点以上のものを拾いまして、これを重点的に改築していきたいという経費でございます。その他の施設、これは食堂とか浴場というような施設であります。

三番目の営舎内環境整備の促進、これはたとえばカーテンの問題とか照明の問題、あるいは給食設備というような、そういうものについて改善を施していきたいという経費でございます。

四番目は、いわゆる公務員宿舎の問題でございます。その(1)の特別借上宿舎、これは共済組合の資金を利用して建てた宿舎を公務員宿舎として借り上げるといふ、いわゆる特借制度の宿舎でございます。千九百二十五戸、一千三百万円の予算が要求計上されております。それから(2)は一般会計で建てた公務員宿舎とする経費でございます。千五百五十戸、二十一億三千万円が計上されております。これに基づきまして、前年度より若干ふえますが、自衛隊の宿舎につきましては、設立の歴史が浅いものでございまして、一般のほか

の役所に比べまして、入居の充足率と申しますか、入居率が大体半分程度になっているというのが実情でございます。

次に一二ページに移らせていただきます。隊員の処遇改善について申し上げたいと思います。特殊糧食被服類の改善、これは防寒被服と、それから航空関係の糧食の改善等の経費が計上されております。

それから営外居住の拡大、これは曹階層の営外居住の問題でございます。この予算をもちまして四十三年度におきましては、資格が得られれば直ちに営外居住ができるというような措置のとれることとなります。

それから(3)、昇任ワクの拡大、これは幹部及び曹等の定数増でございます。それから職業指導施設の推進、自衛隊を退官いたしましたあとの職業指導、夜間通習あるいは自動車運転練習等を行なう経費でございます。

それから(5)、帰郷制度の拡充、これは北海道勤務の人々のうち、すなわち北海道以外の地から北海道に勤務している人でございますが、二年に一回故郷に帰れるという制度でございます。昨年までは東北地方出身者で北海道勤務の者については除かれていたのですが、四十三年度につきましては、北海道に勤務している人で北海道出身以外の人につきましてはすべて認められることとなっております。そのほか離島勤務者につきましても、二年に一回は認められるというように相当制度の拡充ははかられております。

次に、六番目に自衛官の充足向上がございします。来年度につきましては、陸上自衛隊が約一・六％、前年度八・九・九％でございましたのを九一・五％に充足率を引き上げるといふ経費がここに計上されております。海、空につきましても前年度と充足率は同率でございます。

それから一二三ページに移らせていただきます。存じます。装備の充実近代化の問題でございます。まず陸上部隊でございます。新規分、これは来年度、四十三年度の予算に新しく新規分として

契約し、あるいは取得するものでございます。甲類は通常武器でございます。戦車以下ここに掲げております。なおこの表で、数量の中にカッコをつけてありますのは、来年度調達し取得する数字でございます。戦車、装甲車、雪上車以下ずっと書いてございます。この中で後から五行目ほどで35ミリ双連高射機砲三十セットというのがございしますが、百十億四千八百万円、これが先ほど申し上げましたところのL90でございます。スイスのエリコン社で開発したものでございます。従来これを一セット輸入いたしまして、いままです試験したのでございますが、来年度からいよいよ本格的な国内生産に入りたいということと三十セット、五年の長期一括国債でお願いしているものでございます。乙類につきましても、車両、施設器材、通信器材、その他が計上されております。これが新規分でございます。

次のページに、歳出化分、これは四十二年度に債務負担行為をいたしまして、四十三年度に取得するものでございます。甲類五十七億一千三百万円、これは戦車が五十両、あるいは106ミリの自走無反動砲、64式81ミリ迫撃砲、機関銃、小銃、装甲車、対戦車誘導弾発射装置等が、来年度一年ずれて入ってくるという経費でございます。

次に、艦船建造の推進これは先ほど説明したとおりでございます。新規計画分といたしましては、ここに四千七百トン級の甲型警備艦一隻、これはヘリコプターを三機搭載させる警備艦でございます。それから乙型警備艦、これは千四百五十トン級が二隻、それから千八百トン級の潜水艦一隻、これまでは継続費でお願いしておる経費でございます。それから、中型掃海艇につきましても、これは国庫債務負担行為でお願いしている経費でございます。なお、支援船につきましても、当年歳出をもってこれ取得するというものでございます。

それから、既計画艦等につきましては、従来からお願いしている経費でございます。合わせてまして二十七隻、そのうち九隻が来年就役するとい

うようなこととなっております。次に航空機の増強について申し上げます。新規分、継続分、二つに分かれておりまして、新規分につきましては、四十三年度の予算で新たに契約を結び、あるいは取得するという航空機でございます。OH-6A、これは小型のヘリコプターでございます。一番目、二番目、三番目、すべてヘリコプターでございます。二番目が中型、三番目が大型でございます。これは陸上自衛隊のヘリコプターでございます。それから、四番目のPX-1S、飛行艇でございます。PX-1S、これを二機、来年度国庫債務負担行為としてお願いすることとなっております。機上作業練習機、これは一応YS-11を購入する予定にいたしております。なおB-65、KM-2、これはいずれも練習あるいは連絡用の飛行機でございます。HSS-2、これはヘリコプターでございます。S-62、これは救難機でございます。それからさらにまいります。YS-11、輸送用でございます。それからMU-2、これも救難機でございます。B-65は練習用、V-107は救難用ヘリコプターでございます。継続分を含めまして百七機、うち取得がカッコしている分でございます。三十八機を取得するという計画になっております。

次に四番目、一七ページに移りまして、弾薬の確保、これは陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の備蓄訓練用の弾薬購入費でございます。カッパに書いてありますのが国庫債務負担行為の後年度負担額でございます。

五番目は、地対空誘導弾部隊の整備でございます。ナイキとホークの経費をここに計上しております。新設分の欄の来年度につきましても、国庫債務負担行為を含めまして三個大隊、十一個中隊分がホークの分として計上されております。これをもちまして一応三次防のホークに関する計画は、運営費を除きまして、一応セットされるといふことになっております。ナイキ関係につきましても同様でございます。二個大隊分がここに計上されております。したがって、新たに編

成する分は、一応ここにセットされたというような形になっております。それから一八ページに入りまして、研究開発の推進、これはおもに技術研究本部でやるものでございまして、一番目はPX-1Sでございますが、これは来年度をもって一応終了することとなっております。あとは、先ほど申しましたように量産態勢に入ることとなります。

それから中型輸送機C-1X、高等練習機、TX関係は、先ほど申し上げましたとおりでございます。次にガイドド・ミサイル関係につきましても、空対空誘導弾とか、あるいは短距離の地对地誘導弾というようなものを研究しているわけでございます。

レーダー関係につきましても、低空域レーダー等を研究することとなっております。陸上装備関係、海上装備関係、航空装備関係、共通基礎関係、その他維持費、器材費等を合わせて七十一億二千四百万円という金額になっております。国庫債務負担行為が八十二億六千八百万円という金額でございます。

次に施設の整備でございます。一般施設、航空施設、地対空誘導弾施設、教育訓練施設、後方支援施設、研究開発施設、公務員宿舎施設、その他というような分類になっておりまして、航空機関係のランウエー等が相当いたんでございまして、この修理が相当大幅なウエイトを占めてきているという関係がございします。そういう関係で、教育関係その他の関係が若干落ちてきている次第でございます。

以上簡単でございますが、補足説明を申し上げます。○委員長(井川伊平君) 財満防衛施設庁総務部長。

○政府委員(財満功君) 防衛施設庁関係の「昭和四十三年度基地対策経費の概要」について御説明申し上げます。お手元に資料が差し上げてございますが、一

基地周辺民生安定諸施策の推進に關しまして、事項1の障害防止工事の助成等とございまして、防衛施設周辺の整備等に關する法律の第三条に該當するものでございまして、九十七億八千八百萬圓を御要求申し上げております。そのうち、「自衛隊等の射撃、爆撃、その他の行為により生ずる障害を防止し」とございまして、周辺整備法第三条第一項の該當でございまして、それから、「あるいは航空機等により生ずる著しい音響を防止し」とございまして、三項の關係でございまして、騒音防止補助金につきまして、昭和四十三年度六十一億を御要求申し上げております。前年度六十一億でございまして、四十三年度におきましては、新規の分といたしまして、事項といたしまして、学校の講堂の騒音防止及び湿気を除去する装置等を施工することによりまして、これによりまして、いわゆる暖房、それから湿気除去及び講堂の防音というふうなものまで進み得る段階に至つたものと考えております。前年度より一億しかふえておりませんが、内容的に申しますと、飛行場の滑走路の延長五キロ、幅二キロの部分に關して行ないまして、一級工事がやや減少してまいりまして、かわりまして滑走路の両端の延長七キロ、幅三キロの部分について行ないまして、二級工事がふえてまいりまして、したがって、この金額でもっておむね所期の目的を達し得るものというふうな考えでございまして、(2)の障害防止補助金は、先ほど申し上げましたように三項の關係でございまして、四十三年度二十九億一千六百萬圓を御要求申し上げております。そのほか道路の改修補助金を三項によるものとして計上いたしております。この關係は後に四項にも出てまいります。

次に民生安定施設の助成といたしまして、四十三年度十二億四千六百萬圓を御要求申し上げております。そのうち、周辺整備法の第四条の關係のものでございまして、その助成補助金といたしまして四十三年度十億三千万圓と道路改修補助金二億一千六百萬圓を御要求申し上げておるところでございまして、かねて御審議いただきましたところにしたがひまして、有線放送、飲料水施設、し尿、ごみ処理施設、学習等教養施設、農業用施設、漁業用施設、その他防衛施設庁長官の指定する施設につきまして引き続き実施する予定にしております。この關係について一言申し上げますと、対象全基地数は約六十であると考えております。市町村数は約二百というふうなことでございまして、關係都道府県は三十に及んでおります。

次に、第三番目の安全措置事業の促進につきまして、昭和四十三年度十四億四千六百萬圓を御要求申し上げております。これは周辺整備法の第五条に關連するものでございまして、特定飛行場周辺の移転の補償等を行なうために必要なものでございまして、その内容は、移転あと地及び農地の買収につきまして、四十三年度十億八千六百萬圓を御要求申し上げております。また、家の移転に關しまして、その補償として三億五千五百萬圓を御要求申し上げておるところでございまして、次に損失補償の実施でございまして、六億二千六百萬圓。この内容は、第一に損失補償、約四千萬圓を御要求申し上げておりますが、これは周辺整備法第九条の關係のもので、それから駐留軍の行為に基づく特別損失の補償に關する法律、いわゆる特損法に關するもの等を含んでおります。それから次に漁業補償五億二千四百萬圓、これは漁船操業制限法に基づくものと、自衛隊法第五條に基づきますものと含めまして、ここに一括計上してあるわけでございまして、それから三番目のその他の補償等とございまして、上瀬谷におきまして電波障害制限区域に關しまして出しております補償でございまして、三番目に、その他基地関連諸施策の充実といたしまして、施設移転集約、四十三年度におきまして九億八千六百萬圓を御要求申し上げております。これは昭島地区におきまして移転、それから佐世保の名切谷における住宅の移転、横浜における住宅の移転というふうなものを主体にいたしております。

次に地方公共団体委託費でございまして、四十三年度には三千七百萬圓御要求申し上げております。防衛施設に關連する諸問題を円滑に処理するため、施設取得等事務の地方公共団体に対する委託費でございまして、前年度と同額のところ、節約分を控除いたしまして、一億三千七百萬圓というふうに表示してございまして、それから次の事項、提供施設備料の適正化、四十三年度には二十九億四千六百萬圓御要求申し上げております。これは相統税課税標準額の四割というふうなものを見込んでおります。相統税課税評価額につきましては年々値上がりを見ておりますので、時価でもってお払いしておるといふつもりでございまして、以上、合計百七十億五千六百萬圓を四十三年度御要求申し上げておりますが、そのほか基地労働者の対策費といたしまして、四十三年度には六千六百萬圓を御要求申し上げております。これは、基地に働きます五万人の日本人従業員の対策といたしまして、それらの人たちのためにつくられております健康保険組合の特殊事情、つまり健康保険法五十五條にいうところの継続給付の費用が非常に一般の健康保険組合よりもかさみますので、その継続給付に要する費用の一部を補助するための費用でございまして、以上合計四十三年度基地対策経費といたしまして、百七十一億一千六百萬圓を御要求申し上げております。そのうち周辺整備法等の關係の経費は百二十二億になつておるのでございまして、簡単にございまして、これで説明を終わらせていただきます。

○委員長(井川伊平君) 以上で補足説明は終わりました。本件につきましては、本日はこの程度にいたします。本日はこれにて散会いたします。午前十一時四十分散会

二月九日日本委員会に左の案件を付託された。一、元滿鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に關する請願(第二六四号)

問題に關する請願(第二六四号)

- 一、公務員賃金引上げ等に関する請願(第二六九号)(第二八九号)
- 一、国有林常用作業員の差別撤廃に関する請願(第二八八号)
- 一、退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願(第二九〇号)
- 一、恩給処遇の不合理等は正に關する請願(第二九一号)(第三〇九号)(第三六二号)(第三六三三三三)
- 一、法務局職員の一万名増員等に関する請願(第二九六号)(第三三六号)(第三五九号)
- 一、公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に關する請願(第三五八号)

第二六四号 昭和四十三年一月二十七日受理
元滿鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に關する請願
請願者 石川県金沢市寺町二ノ一ノ一二 細木忠清
紹介議員 任田 新治君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第二六九号 昭和四十三年一月二十七日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願(五五通)
請願者 神戸市垂水区上高九三ノ七 片山 篤外四十九名
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一九四号と同じである。

第二八九号 昭和四十三年一月二十九日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願(百通)
請願者 兵庫県加古川市別府町新野辺五七 四 寺地政子外九十九名
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一九四号と同じである。

第二八八号 昭和四十三年一月二十九日受理

国林常用作業員の差別撤廃に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡木祖村大字敷原敷
原宮林署内 原南平外五百三名

紹介議員 鈴木 一弘君

国林に働く常用作業員(日給職員)に対する差別待遇を早期に撤廃されたい。

理由

常用作業員は、定員内職員と比して、職務内容において全く同じでありながら、経年数等が同一であつても、賃金、手当、休暇等の上で大きな差別を受け、生活に苦しんでいる。(資料添付)

第二九〇号 昭和四十三年一月二十九日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 広島県世羅郡甲山町大字川尻二、
〇八九広島県退職公務員連盟世羅
郡支部内 伊藤忠一外五百五十三名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二九一号 昭和四十三年一月二十九日受理
恩給処遇の不合理等正に關する請願(十八通)

請願者 広島県吳市平原町二四三 楊田清
猪外十七名

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第三〇九号 昭和四十三年一月二十九日受理
恩給処遇の不合理等正に關する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡幸手町大字上高野
二、五一七 青鹿素行外二十一名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第三二二号 昭和四十三年二月一日受理
恩給処遇の不合理等正に關する請願

請願者 埼玉県東松山市大字高坂八四九
松崎正宣外三十二名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第三六三号 昭和四十三年二月一日受理
恩給処遇の不合理等正に關する請願

請願者 鳥取県八頭郡家町郡家三二二軍
恩連盟郡家支部内 桜川豊吉外千
五百九十六名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

第二九六号 昭和四十三年一月二十九日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 新潟市丸山四〇九 大沢正昭外三
十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第三二六号 昭和四十三年一月三十日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 群馬県利根郡月夜野町上牧二、三
一三 井上正吉外二十九名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第三五九号 昭和四十三年二月一日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 群馬県富岡市中高瀬五〇〇 高橋
盛雄外四十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第三五八号 昭和四十三年二月一日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に
「現場手当」支給に関する請願

請願者 大阪市東区大手前二町合同庁舎内
全日本建設技術協会近畿地方建設
局地方協会内 宮崎明外千二百三
十九名

紹介議員 奥村 悦造君

この請願の趣旨は、第二一〇四号と同じである。

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を
付託された。

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

第七集中「六千八百万円」を「八千四百万円」に改
める。

第八集中「六百二十万円」を「七百二十万円」に改
める。

附則

この法律は、昭和四十三年四月一日から施行す
る。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)
の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「昭和四十三年三月三十一
日」を「昭和四十五年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、法務局職員の一万名増員等に関する請願
(第三八三三三)(第四六五五)(第四六六六)(第
四六七七)(第四八九九)(第五一一一)(第五一
二二)(第五四五五)

一、公共事業に従事する国等の建設関係現場職
員に「現場手当」支給に関する請願(第三九一
号)(第四四四四)(第四四九〇)(第四九一一)
(第五四四四)

一、金し勲章受章者の処遇に関する請願(第四
四九号)(第六一四四)

一、恩給処遇の不合理等正に關する請願(第
四六三三)

第三八三三号 昭和四十三年二月二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十一通)

請願者 群馬県高崎市稲荷町六 池田之
外百四十一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第四六五五号 昭和四十三年二月五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(二通)

請願者 新潟市白山浦二ノ五二 田辺百合
子外四十四名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第四六六六号 昭和四十三年二月五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(六通)

請願者 群馬県沼田市中四九一 田村秋彦外
二百九十一名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第四六七七号 昭和四十三年二月五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願(十通)

請願者 千葉県八日市場市亀崎二六二 鶴
田嘉重外百七十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第四八九九号 昭和四十三年二月六日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県中魚沼郡川西町寺尾 白井
敏夫外九十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第五一一号 昭和四十三年二月七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 山口県徳山市西金剛山六、七八四

古谷智春外二百二十一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第五二二号 昭和四十三年二月七日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(五通)

請願者 秋田県能代市住吉町一三〇九 佐藤末治外百六十五名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第五四五号 昭和四十三年二月八日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 群馬県前橋市平和町一〇一三 津久井隆子外百四十六名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第三九一号 昭和四十三年二月二日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願

請願者 名古屋港建設技術協会内 鈴木 誠君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第四四九号 昭和四十三年二月三日受理

金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ八ノ一 九東京部金鶏連合会内 大木堅造

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第四四九号 昭和四十三年二月三日受理

金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ八ノ一 九東京部金鶏連合会内 大木堅造

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願

請願者 徳島市万代町一ノ一 徳島県建設技術協会内 片山直樹外三千六百三十名

紹介議員 紅露 みつ君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第四九一号 昭和四十三年二月六日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願

請願者 宮崎県橋通東二ノ一〇ノ一 宮崎県建設技術協会内 三野田照男外九千三百九十七名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第五四四号 昭和四十三年二月八日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願

請願者 静岡県追手町静岡県庁土木部砂防課内 静岡県建設技術協会内 三沢 英文外四千五百五十五名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第四四九号 昭和四十三年二月三日受理

金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北二ノ八ノ一 九東京部金鶏連合会内 大木堅造

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

理由

一、昭和四十二年法律第一号「旧勲章年金受給者に関する特別措置法」によつて、年金者へ十万円

の一時金が交付されたが、元来金し勲章受章者は年金者、賜金者と区別することなく、国家の栄典として全く同等の処遇をすべきものである。

二、支那事変の金し勲章受章者に対し、年金者と同様の特別措置を講ずるよう、衆参両議院において附帯決議も行なわれている。

第六一四号 昭和四十三年二月八日受理

金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 大分市中央町二ノ三ノ三 大分県金鶏会内 草本利恒

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第四六三号 昭和四十三年二月五日受理

別表十二中 名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

名古屋入国管理事務所名古屋港出張所

恩給処遇の不合理等は正に関する請願(四通)

請願者 富山県砺波市広上町 館金吾外三名

紹介議員 櫻井 志郎君

この請願の趣旨は、第一二二号と同じである。

二月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表四旭川刑務所の項中「旭川市」を「北海道上川郡東鷹栖村」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

別表五愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡狼投町」を「豊田市」に改める。

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第八一七号 昭和四十三年二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島市基町一ノ三 松田英樹外
五名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第八一八号 昭和四十三年二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県小野田市東住吉町 古谷嘉
昭外四名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第八一九号 昭和四十三年二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(三千通)

請願者 静岡県掛川市掛川八三三 山崎武
外百七十九名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第八二〇号 昭和四十三年二月十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願(三十一通)

請願者 秋田県本荘市松小路一ノ一 大
場芳浩外九十七名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九二九号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 北海道北見市花月町一五 浜田利
則外二名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三〇号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 秋田市川尻上野町六ノ五棟ノ二
中川勇治外五名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三一号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡大多喜町新丁一二三
古川一好外四名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三二号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 埼玉県入間郡福岡町大字福岡一、
五〇〇ノ五五 山田四朗外二名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三三号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 東京都大田区雪ヶ谷町七四六 吉
田素康外二名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三四号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 東京都足立区柳原二ノ四六 清野
二郎

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三五号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 横浜市磯子区中浜町一六ノ九 鷹
野春代外五名

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三六号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市三子三四四 黒岩
亨

紹介議員 成瀬 峰治君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三七号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市辻堂西海岸一ノ五
ノRG二六 細矢良次

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三八号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島市上八丁堀三ノ四 難波利磨
外五名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九三九号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県徳山市青山町二ノ二〇 木
村哲外四名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四〇号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県光市戸仲町三ノ四 浦川源
一外四名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四一号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県阿武郡須佐町須佐本町上
岡村邦弘外四名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四二号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 山口県吉敷郡小郡町大字下郷二、
六九三 松永輝雄外五名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四三号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 宮城県北諸郡高城町穂満坊三一
〇ノ一 豊山榮吉外四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四四号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 宮城県北諸郡高城町大字桜木
一、二九三 桑畑邦昭外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第九四五号 昭和四十三年二月十二日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 宮城県東白根郡西郷村大字田代一
日吉良一外五名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇四号 昭和四十三年二月十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟市河渡のかりやま 岡田重三
外三十五名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇〇五号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 広島市宇品町三七ノ一四 貞本孝
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇〇六号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島市戸坂町二〇〇 岡光秋吉外
三名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇〇七号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島市宇品町三ノ二七 井山純子
外五名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇〇八号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県吳市広町中新開九、九六七
ノ二 中川隆規外五名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇〇九号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県甲奴郡甲奴町大字西野一九
九 井口益治外四名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇一〇号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県佐伯郡五日市町二、六三七
ノ一〇 森義則外四名

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇一一号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 山口市大字上宇野令三四四ノ三
中野三男
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇一二号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 山口市下金古曾一〇 田辺カツ子
外二名
紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇一三号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 山口県防府市大字高井二四九 藤
井規子
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇一四号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 山口県豊浦郡菊川町大字檜崎七八
五 矢田部悟
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇一五号 昭和四十三年二月十三日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 山口県柳井市大字新庄八六一 石
丸郷思
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇一六号 昭和四十三年二月十三日受理

法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 山口県阿武郡阿東町大字徳佐中
三、三七五ノ三 徳永進外二名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇九六号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 新潟市船江町一ノ六二 木村幸枝
外十六名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇九七号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 新潟県新津市秋葉通二ノ三、七二
二 成海郁代
紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇九八号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島市観音新町三ノ九ノ九ノ二〇
三 井上輝司外二名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一〇九九号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島市戸坂町二ノ三 堂前正紀外
四名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一〇〇号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島市皆実町二ノ八三九ノ六 浮
田栄治外三名
紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一〇一号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県三原市宮沖町二二四 奥川
好二外二名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一〇二号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県三次市向江田町九八三 井
上マサコ外四名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一〇三号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県賀茂郡高屋町大字白市 小
川稔外二名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一〇四号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県御調郡御調町字市一、一六
八 石岡研二外三名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一〇五号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願
請願者 広島県安芸郡安芸町九二八 山根
光春外五名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一〇六号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万人増員等に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町海田市公務員
宿舎 R C K 一ノ七 山本真一外二名

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一一〇七号 昭和四十三年二月十四日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県安芸郡紙園町西原七七六
吉平照男外二名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第七五一号 昭和四十三年二月九日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に

「現場手当」支給に関する請願
請願者 三重県津市広明町三重県庁土木部
内三重県建設技術協会内 水谷徳男外一万二千三百名

紹介議員 稲浦 鹿蔵君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第九四六号 昭和四十三年二月十二日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に

「現場手当」支給に関する請願
請願者 石川県金沢市広坂二ノ一ノ一 寺田孝一外七千二百二十七名

紹介議員 林屋亀次郎君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第九四七号 昭和四十三年二月十二日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に

「現場手当」支給に関する請願
請願者 札幌市北三条西四丁目全日本建設
技術協会北海道地区連合会内 中村和太吉外二千五百十七名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十三年二月十五日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に
「現場手当」支給に関する請願
請願者 山梨県甲府市橋町一八山梨県庁土
木部内山梨県建設技術協会内 古屋正外千三百十三名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第七五二号 昭和四十三年二月九日受理
金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町新田七九 田中政雄

紹介議員 劔木 亨弘君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第七五三三号 昭和四十三年二月九日受理
金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 三重県上野市愛宕町一、九四五三
重県金鶏連合会内 楠井伊一郎

紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第八三一号 昭和四十三年二月十日受理
金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市花房町一、九〇二
栃木県金鶏会内 富田富蔵

紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一〇〇二号 昭和四十三年二月十三日受理
金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 佐賀県唐津市坊主町四六四 樋口敬七郎

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一〇〇三三号 昭和四十三年二月十三日受理
金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 宮崎市宮田町四ノ八蚕糸会館内宮

紹介議員 崎県金鶏会内 中村肇
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一一〇八号 昭和四十三年二月十四日受理
金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 滋賀県大津市膳所一ノ二三ノ七滋
賀県金鶏連合会内 原田宇一郎

紹介議員 奥村 悦造君
この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第九〇六号 昭和四十三年二月十二日受理
公共事業に従事する建設関係現場公務員に「現場

手当」支給に関する請願
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県建設
技術協会内 高木孝夫外千三百名

紹介議員 石原幹市郎君
公共事業に従事する建設関係現場職員に対し、「現

場手当」を支給されたい。
理由

一、わが国の公共事業は、産業経済の発展と技術革新の進展によつて急激に増大している。これを政府の一般会計における公共事業の伸びでみると、昭和三十一年度に対し四十一年度は四・九九倍に達しているが、公共事業をおもに所掌する建設省を例にとれば、職員数はわずかに一・二八倍にすぎない。

二、このように事業量と職員数のアンバランスは、年々拡大の一途をたどり、公共事業の推進に当たる建設関係者、なかでも現場職員の仕事量は、いまや極限状態におちいつている。

三、もちろん、施工の請負化、機械化等もかなり促進されているが、反面、困難な用地取得、刑事責任を問われる厳格な現場管理、複雑な事務手続、増加する事業箇所等によつて、事業執行の最先端にある現場職員の責任と苦勞は加重するばかりである。

四、さらに現場職員は、寒冷、暑熱、風雨のきびしい自然条件のもとで、文化的社会的恩恵にも

疎外されながら黙々と勤務に従事している。

五、このような職責遂行上の特殊性による現業部門と非現場部門の勤務条件の格差を調整し、現場職員の勤務意欲を高め、職務に専念しうよう措置することが、当面の急務である。

第一一六三三号 昭和四十三年二月十五日受理
各種共済組合法の増加恩給支給権者に対する不均

衡是正に関する請願
請願者 東京都新宿区市谷本村町四二財団
法人日本傷痍軍人会内 奈良栄三

紹介議員 山下 春江君
各種共済組合法（国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法）の増加恩給支給権者が退職する際に、共済組合法施行日以前の恩給公務員実在職年の除算あるいは退職金額の著しい減額等の取扱いを受けることは不合理であるから、増加恩給支給権者に対するこのような不均衡をすみやかに是正されたい。

又、第五十五回国会で改正された「昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律」の附則の改正規定では根本的な不均衡の是正にならず問題を更に拡大する結果となるのですみやかに適切な法的措置をされたい。

第一一八〇号 昭和四十三年二月十五日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願

請願者 岡山市奉還町三ノ二一ノ二六 古賀岩造

紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

二月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林省設置法の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月一日日本委員会に左の案件を付託された。

[illegible]

号)(第一五六二号)

一、退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（第一四三〇号）（第一七二号）

、元滿鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(第一四三二号)(第一六三九号)(第一六九六号)(第一七二〇号)(第一七六五号)(第一七八三号)

員に「現場手当」支給に関する請願（第一五二四号）（第一八二五号）（第一八二六号）（第一八七八号）

、金し勲章受章者の処遇に関する請願（第一五二五号）（第一七三二号）（第一八七九号）

務局職員の一万名増員等に關する請願
 請願者 熊本市西子飼町八ノ九 冷川英雄
 外十四名
 紹介議員 阿部 竹松君

請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一三六五号 昭和四十三年二月十七日受理
 局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県下益城郡砥用町永富一、七
六九 早田勇外四名
紹介議員 秋山 長造君
請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第三三六六号 昭和四十三年二月十七日受理
 事務局職員の一万名増員等に関する請願
 請願者 熊本県菊池郡大津町大津一、六三

七 市原昌明外四名
紹介議員 稲葉 誠一君
請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

紹介議員 伊藤 顕道君

の請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一三六八号 昭和四十三年二月十七日受理
 務局職員の一万名増員等に関する請願
 請願者 熊本市黒髪町坪井七三 古川英人
 外四名

紹介議員 占部 秀男君
の請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

税局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 熊本県鹿本郡菊鹿町下内田五九七
高木秀夫外五名
紹介議員 大河原一次君

の請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

請願者 熊本県人吉市西間下町二八 開
榮之外四名
紹介議員 大倉 精一君
の請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一三七一号 昭和四十三年二月十七日受理
 事務局職員の一万名増員等に関する請願
 請願者 熊本市池田町一、二二三 重松寿

守外四名 紹介議員 大橋 和孝君
の請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第三七二号 昭和四十三年二月十七日受理
 労働職員の一万名増員等に関する請願
 請願者 熊本市北坪井町二五 松下文俊外
 五名

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡一の宮町宮地 長谷野 広外 五名

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

紹介議員 小野 明君

第一三七四号 昭和四十三年二月十七日受理

法務局職員の一 万各埠員等に関する諸願
請願者 熊本市東町四ノ二 塩田繁信外二
名
紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一三七五号 昭和四十三年二月十七日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡吉田町大字佐渡山
七、二五二 星野靖史外九名
紹介議員 鶴園 哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一三七六号 昭和四十三年二月十七日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 熊本県天草郡有明町大字赤崎一

七六六ノ二 大中住義外五名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二四号 昭和四十三年二月十九日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願
請願者 島根県鏡川郡佐田村大字八幡原二
四四ノ三 有田光夫外五名

紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第二四一五号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の
請願者
熊本 泉水 俣市 大園町一ノ一二ノ二
板崎 博己 外四名
紹介議員
秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四一六号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市小島下町二、三四五 白川

紹介議員 達士外十六名

紹介議員 伊藤 頭道君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四一七号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡一の宮町宮地 島本

正道外四名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四一八号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市神水町六五二 野中一雄外

三十四名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四一九号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県荒尾市万田六〇九 平林義

巳外三十二名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二〇号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県八代郡泉村柿迫三、一七七

ノ一 佐伯輝雄外四十五名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二二号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県宇土市蒲田町九七 佐々木

正胤外二十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

請願者 熊本市出水町国府一、五九二 赤

池都代外三十五名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二三号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県鹿嶋郡鹿嶋村並建五八九

米田亜弘外十六名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二三号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県球磨郡岡原村宮原三五〇

牛島志磨外二十九名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二四号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市清水町万石三五九 藤本光

明外五十二名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二五号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県八代市出町五ノ一五 沢田

悟外四十七名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二六号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県宇土市蒲田町九七 佐々木

正胤外二十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二七号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町御船七三二

永杉真澄外四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四二八号 昭和四十三年二月十九日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県長岡市学校町三 石坂トシ

外二十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四〇号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島市南観音町八ノ二ノ一 井山

武夫外二十六名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四一号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県神石郡三和町高蓋甲四一六

ノ二 的場利通外十三名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四二号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大柿町大君 宇都宮

猛外二十名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四三号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県長岡市船江町三ノ一 福島

正平外三十五名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四四号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県尾道市久保町一、五五一

中原満幸外二十八名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四五号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島市江波町一、二三三 山口仁

士外十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四六号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島市千田町三ノ一四ノ四 山崎

律子外十四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四七号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県人吉市鬼木町八五四 大田

富雄外二十八名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四八号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市清水町室園四五六 柳田昭

三外十七名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一四四九号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市花園町一、六四五 泉昭則

外五名

紹介議員 龜田 得治君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一六五〇号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県玉名市山田二、一五六 坂本ヒノミ外五名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一六五一号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市東水前寺町一四一ノ二八 野仲勝外十五名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一六五二号 昭和四十三年二月二十日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市保田窪本町二三五ノ二上 田八洲男外十名

紹介議員 木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七〇六号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大柿町大原 平元勝 一外二名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七〇七号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県賀茂郡西条町朝日町三ノ一 二 柳矢卓茂外二名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一部 内閣委員会会議録第三号 昭和四十三年三月五日【参議院】

第一七〇八号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市出水町今八九六 那須勉外二名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七〇九号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島市東白島町三ノ一〇 八木喜久恵外二名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一〇号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県賀茂郡志和町志和堀三、二 三ノ一 山根保彦外八名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一〇号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県呉市荒神町三五 清水恵美子外七名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一〇号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県安佐郡高陽町大字小田七三 川本敷外八名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一〇号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県白根市白根三、二四九 外 川利徳外六名

紹介議員 新井 芳雄君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一〇号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県安佐郡高陽町大字小田七三 川本敷外八名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一四号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県豊田郡本郷町一、三九八 枅宗英外七名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一五号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島県高田郡白木町五田九四〇 石川節次外九名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一六号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島市南観音町八ノ二ノ一 井山加代子外二十九名

紹介議員 類谷 英行君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一七号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島市平野町五ノ二二 羽原仁三郎外三十四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一八号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 広島市東白島町三ノ二五 溝下正喜外四十四名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一七一九号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市黒髪町坪井六五〇 上田政之 外四名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟市内野町七二ノ一二 樋口和夫外三十四名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八六四号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市池田町上の原一、〇七二 森武信義外四名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八六五号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市本庄二ノ六ノ二〇 永田巳由外四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八六六号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県八代市本町三ノ七ノ一二 林田雄起外三名

紹介議員 伊藤 順道君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八六七号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡一の宮町宮地二、二七三 隈部昭午外五名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八六八号 昭和四十三年二月二十一日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本市黒髪町坪井六五〇 上田政之 外四名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八六九号 昭和四十三年二月二十二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県宇土市浦田町二九 風呂崎
明外二十一名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八七〇号 昭和四十三年二月二十二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡菊鹿町上永野一四ノ
一 横田典二外十九名

紹介議員 大河原一十君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八七一号 昭和四十三年二月二十二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県人吉市順成寺町一〇三ノ
七 山口耕一外二十四名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八七二号 昭和四十三年二月二十二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県春日町九八 武田倫子外
四名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八七三号 昭和四十三年二月二十二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県市花園町三四〇 下田稔外二
十九名

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八七四号 昭和四十三年二月二十二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県阿蘇郡高森町高森一、二四
六 鬼塚六男外二十六名

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八七五号 昭和四十三年二月二十二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県山鹿市大字中三九五 城義
隆外四十名

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八七六号 昭和四十三年二月二十二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 熊本県出水町国府一、五六七 田
川八洲武外二十四名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八七七号 昭和四十三年二月二十二日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願

請願者 新潟県板尾市大字山田 西片幸雄
外二十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一〇九号と同じである。

第一八七八号 昭和四十三年二月十七日受理
公共事業に従事する建設関係現場公務員に「現場
手当」支給に関する請願

請願者 山口市岐島山口県建設技術協会内
鋼持力外四千三百七十名

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第九〇六号と同じである。

第一四二九号 昭和四十三年二月十九日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願（二通）

請願者 福岡県久留米市通町五丁目自由民
主党久留米支部内 山下倉之助外

三名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一五六三号 昭和四十三年二月二十日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建
物の残置等に関する請願（二通）

請願者 福岡県久留米市通町五丁目自由民
主党久留米支部内 原口久人外三
名

紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一四三〇号 昭和四十三年二月十九日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 広島県山県郡千代田町丁保余原
一、七七七 出本正義外千三百十
名

紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一七二二号 昭和四十三年二月二十一日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願

請願者 長崎市岡町七ノ一〇 馬場虎記外
七千四百三十九名

紹介議員 久保 勘二君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一四三二号 昭和四十三年二月十九日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済問題に
関する請願（十通）

請願者 宮崎市末広町二丁目 長友貞外九
名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一六三九号 昭和四十三年二月二十日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済問題に
関する請願

請願者 大分県竹田市大字竹田一、九八〇
古沢岩夫
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一六九六号 昭和四十三年二月二十日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済問題に
関する請願

請願者 大分県竹田市大字竹田町八四 上
田三郎
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一七二〇号 昭和四十三年二月二十一日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済問題に
関する請願（五通）

請願者 宮城県仙台市北六番丁三〇一 浅
野敬二郎外四名
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一七六五号 昭和四十三年二月二十一日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済問題に
関する請願（三通）

請願者 東京都北区赤羽台二ノ二RJ二〇
一 西沢秀正外二名
紹介議員 伊藤 頼道君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

請願者 大分県竹田市大字竹田一、九八〇
古沢岩夫
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一六九六号 昭和四十三年二月二十日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済問題に
関する請願

請願者 大分県竹田市大字竹田町八四 上
田三郎
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一七二〇号 昭和四十三年二月二十一日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済問題に
関する請願（五通）

請願者 宮城県仙台市北六番丁三〇一 浅
野敬二郎外四名
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一七六五号 昭和四十三年二月二十一日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済問題に
関する請願（三通）

請願者 東京都北区赤羽台二ノ二RJ二〇
一 西沢秀正外二名
紹介議員 伊藤 頼道君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一七八三号 昭和四十三年二月二十一日受理
元満鉄職員であつた公務員等の恩給・共済問題に
関する請願

請願者 大分県竹田市大字玉来八九九ノ一
阿南作馬
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第三七号と同じである。

第一五二四号 昭和四十三年二月十九日受理
公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に

「現場手当」支給に関する請願

請願者 茨城県水戸市三の丸茨城県建設技

術協会内 山口利三外九千二百六十九名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第一八二五号 昭和四十三年二月二十二日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願

請願者 福岡市大名二ノ六ノ二〇九州地方建設局建設技術協会内 山本念雄外千三百二十八名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第一八二六号 昭和四十三年二月二十二日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願

請願者 広島市基町一〇ノ五二広島県建設技術協会内 徳茂外一万二百五十五名

紹介議員 藤田 正明君 中津井 真君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第一八七八号 昭和四十三年二月二十二日受理

公共事業に従事する国等の建設関係現場職員に「現場手当」支給に関する請願

請願者 横浜市中区日本大通一ノ一神奈川県庁内神奈川県建設協会内 後藤明治外九千百名

紹介議員 河野 謙三君

この請願の趣旨は、第二〇四号と同じである。

第一五二五号 昭和四十三年二月十九日受理

金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 青森県弘前市大字富士見町一五ノ一 山崎二郎

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一七二三号 昭和四十三年二月二十一日受理

金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 長崎市平和町二六長崎県南部金鶏会内 梁瀬健吾

紹介議員 久保 勘一君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

第一八七九号 昭和四十三年二月二十二日受理

金し勲章受章者の処遇に関する請願

請願者 茨城県結城郡石下町本石下茨城県金鶏連合会内 浅野鹿之助

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第四四九号と同じである。

昭和四十三年三月九日印刷

昭和四十三年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局